

## 第23回 国立市介護保険運営協議会

平成27年1月20日（火）

### 【林会長】

こんばんは。定刻となりましたので、第23回国立市介護保険運営協議会を始めます。本日の議題は2つとして、第6期介護保険料についてと第6期事業計画（案）答申についてであります。

それから、あらかじめお伝えしておきたいことは、本日の会場は9時まで借りているということですが、原状復帰して撤収しないといけないので、遅くても8時45分までには運営協議会を終わらせていただきたいと思っております。

それでは、1つ目の議題は第6期における介護保険料についてです。給付額の増大に伴いまして第6期においても介護保険料が引き上げられるわけですが、できるだけ被保険者に公平に負担してもらえるように保険料の負担割合を設定しなければなりません。その素案について事務局より説明してもらいます。また、後ほど各保険料段階の負担割合を調整したシミュレーションを行いたいと思っております。

それでは、事務局、お願いします。

### 【事務局】

それでは、皆様のお手元に配付させていただきました資料No.95、保険料の推計をごらんいただきたいと思っております。

まず、こちらの保険料の推計につきまして、基準月額についての計算ですけれども、所得に応じた各所得段階ごとの費用負担の割合0.4倍ですとか、0.6倍ですとか、そういった段階ごとの割合は従来そのまま試算しております。そして、基準月額につきましては5,750円と一たん試算されておりますが、準備基金の8,000万円の投入により5,650円という試算になっております。

条件設定について説明させていただきます。

まず、制度改正によって、特養の入所者については、新規は原則要介護3以上という制度改正がございますので、特養の入所者について、要介護3以上の方のみを見込むという条件をつけております。

そして、2番目といたしまして、高所得者層の方の介護保険利用の際の自己負担が2割負担になるということが制度改正で定まっておりますので、その影響及び高額介護サービス費、こちらが自己負担額の一定金額の上限というところが高所得の方については4万4,400円と、従来の3万7,200円より金額が上がるという、その部分の見直しについては勘案されております。

そして3番目に、訪問介護、介護予防、通所介護を新総合事業に置きかえた影響は勘案済みでございます。

そして、準備基金の残高ですが、今現在、およそ1億6,000万円、今年度予算で1億円の取り崩しの予定を立てておりますが、前年、平成25年度の繰越金が約3,000万円となっておりますので、こちらの積み立てを行えば第6期において総額8,000万円の投入が可能となるということで、8,000万円の準備基金の投入という試算をしております。

5番目といたしまして、所得段階の区分でございます。こちらにつきましては制度改正に伴って、非課税の所得層の方については国の標準段階を適用する予定でございます。段階の区分については国の標準段階を用いますが、比率につきましては従来そのまま計

算しております。本人課税所得層の方は、一部を除き、従来の段階を適用して試算しております。こちらの比率は従来のままを適用しております。

6番目といたしまして、平成27年度報酬改定による給付費の減少という分は反映してございます。

こういった条件づけで計算をいたしまして、今現在、基準月額として5,650円、第5期の基準月額は5,100円ですので、およそ1.11倍の増加を見込んでおります。各段階の保険料月額につきましては、この下にあります表のとおりになっております。

1枚めくっていただきまして2ページ目は、その段階の表の所得層の高い方の分になります。こちらも同様に、各段階とも1.11倍ということになっております。

3ページ目に平成32年度、37年度についての標準月額の推計値といたしまして、平成32年度は7,321円、平成37年度は8,715円という試算が出ております。

雑駁ではございますけれども、以上が資料No.95の保険料推計の説明でございます。

前回の計算と違うところは、一番大きいのは、平成27年度の報酬改定のパーセンテージが示されましたので、そこを適用するというところで金額が大きく変わっております。

あと、保険料の段階のところですが、2ページ目でございます現行の第6段階、国立市では125万円以上200万円未満という計算でやっておりますけれども、新しい制度は国の標準の所得段階を用いるということを行っておりますので、200万円というところが190万円、第5段階の本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満というところが新第6段階では120万円未満、従来の第7段階と言われていたところは200万円以上400万円未満というところだったんですが、これは190万円以上290万円未満の新第8段階と、290万円以上400万円未満の新第9段階という区分を今現在採用しております。ただ、こちらの新第8と新第9につきましては、費用負担の割合を1.5倍としておりますので、所得の階層の金額については変わっているんですが、その中に含まれている方についての1.5倍というところは従来と変わっていないところでございます。

そして、今現在、こちらの試算では、前回の運協で報告させていただきました低所得者層の方に対する保険料の軽減制度、こちらは国で制度設計をしている制度で、低所得者の方についての保険料軽減を行った場合に、その金額の2分の1を国庫から、4分の1を都道府県が負担するという制度でございますけれども、こちらの保険料軽減の制度として示されました平成27年度、平成28年度に実施される新第1段階についての0.05倍は、この試算では含んでおりません。

手法としては、まず一たん市町村の保険料設定を行った後で、新第1段階の方についての0.05倍を軽減するという手法になりますので、実際には条例に当てはめていく際には、新第1段階の方につきましては比率が0.35となるという計算になってきます。基準月額を出すための軽減前の計算では0.4倍でございますけれども、ここが0.35に実際にはなっていくということでございます。

以上、こちらの資料No.95の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

**【林会長】**

ありがとうございました。

それでは、質問、ご意見お願いいたします。

シミュレーションができるということなんですが、シミュレーションかどうか、例えばこういうことが調べられるかどうかちょっとお聞きしたいんですけども、例えば本

人の合計所得金額が195万円の方は旧第6段階ですよね。

【事務局】

はい、そうです。

【林会長】

6,375円なんですけど、これが195万円の方は新だと新8段階に入って、8,475円。だから、そういう特殊な階層でなければ、同じ所得金額だとみんな1.11倍なんですけど、190万円から199万円までの方は1.11倍じゃなくて、かなり上がりそうなんですけど、そういう方がどれくらいいらっしゃるのかとか、あと同じ所得金額ならみんな1.11倍なんですけども、まず195万円の人が何倍になるというのを知りたいんですけど、そのようにちょっと高く上がる階層の方はほかにはいないのかとか、そのあたりわかりますでしょうか。

【事務局】

195万円の所得の方につきましては、おっしゃるとおり、現行の第6段階から新しい段階でいきますと新第8段階となりますので、こちらの方ですとざっと計算して32.9%増しということになりますので、1.33倍程度という保険料額の増加になります。ただ、こちらの方が一体何人いて、何%にあたるのかは、申しわけございません、ここにあるパソコンではすぐには出ないというシステムになっております。

【林会長】

そうですね。ただ、新第7段階と新第8段階が一番人数の多いところで、2,000人と1,739人いるので、だから100人以上というか、100のオーダーでいそうな気がするんですけど。

【事務局】

従来200万円だった線引きというのは、実は第5期のときに、200万円から190万円という国の標準の段階についての変更がされています。国立の場合はそれに合わせていなかったわけですけども、実は財政調整交付金の計算等は国の標準を用いるということがございまして、国ではこれを190万円にこの段階の線引きをし直した形で、調整交付金の計算をしているといったこともありまして、今回、国の段階に試算を合わせているという状況でございます。

【事務局】

こちらの本人が課税されている方の段階につきましては、従来どおりの市町村独自の線引きによる計算ができるというふうになっております。ただし、非課税層のこの段階の線引きを変えると、国の交付金の対象からは外れてくるということが制度説明で以前されておりました。

【川田（秀）委員】

ここの段階を仮にもう1段階設けるということは、国立独自にはなりますけれども、それは可能ということになりますか。

【事務局】

はい。

【事務局】

線引きで何人がそっち側にいくのかをもう一度介護保険システムに合わないと、今すぐには出ないです。

【新田委員】

非常に素朴な質問で、計算してないんですけども、例えばもとの第5段階、第11段階論と右側の13段階論でいくと、第5段階はまだ高い、第6段階も高いですね、従来

よりは。左の所得は別ですよ。普通の素人っぽい見方で、第7段階以降はみんな左の第11段階議論よりも低いわけですよ。そのままいくとですよ。これをずっと見ていくと。例えば第11段階が1万2,750円、右で見ると1万1,300円、10段階も1万1,470円、これは所得が違いうだろうから、ちょっと微妙に違うんだけど、右でいくと9,800幾らと全部低いわけですね。それで、高いのはどうかというと、特例と第5段階は高いわけです、左のほうが。単純な質問をしているんです。僕は中身の話をしている。左側の11段階論の分類と13段階論の分類をしていて、みんな右にいったほうが一見低いんだけど。とすると、12、13はそんなに数がないのにそれで賄えているのかなと。どこで賄えているんだろうと。数字としてですよ。右の計算のほうが皆さん月額は低くなるわけですよ。そこはどうなんですか。

【事務局】

こちらのほうは高くなっています。

【新田委員】

全体は高いんですよ。だけど、左側の旧としてみんな低くなってないですか、段階で。ちょっと待ってください。これ見方違うのかな。第5期、第6期の話で、この話よ。この話をちょっと比較研究。

【事務局】

そのまま横に動くというイメージ。

【新田委員】

そのまま横に動くの。

【事務局】

今まで第7段階で200万円以上400万円未満と、190万円から400万円未満。

【林会長】

4が2つあるんですよ、旧は。だから、ここは5なんですよ。だから、5、5、6、6というので。

【新田委員】

しないと見づらいんだね、これ。

【事務局】

済みません。段階の数が変わってしまったので。

【新田委員】

これはおそらく市民の説明も含めてもうちょっと見やすく、説明しやすくしないとまずいなという、結論から言うと。

もう一つは、13段階論でやることのメリットは何なのかというのがもう一つわからないですね、この数字だけでいうと。低所得者のためにこれだけのメリットがあるんだと。この前の伊藤委員の話じゃないけれども、高所得者はこうだけれども、低所得者に対してはこれだけのメリットがあるんだよということをもう一つ明確にしないとイケないのかなというのが1つ質問。

もう一つは、先ほどの準備金の取り崩しですね。1億6,000万円であって、1億円取り崩して6,000万円残って、3,000万円足して9,000万円残って、そのうち8,000万円は使っちゃうという話ですか。

【事務局】

そうです。

【新田委員】

そんなことでいいのかいなという素朴な質問でございまして、これは。おそらく前回

の議論だと準備金は半分じゃなかったかなと、前回こういったものを決めたときには。あのときどうでしたかね。その辺を答えないとだめかなと。

**【事務局】**

準備基金も今の計算上ではほぼ全額取り崩しをしよう。介護保険料の上昇を抑制できる手段として、そういう手だてを今講じております。前回の第5期のときに準備基金についてどうだったかということですがけれども、たしか大体半分使って、半分は残しているというのが従来とってきた手法でございますので、そのあたりについては皆様方でご議論いただいて、抑えるためにほぼ全額入れたほうがいいのではないかとか、あるいは制度の持続性ということを勘案したときには、半分程度に抑えたほうがいいのではないかとというあたりもご議論いただければと思っております。よろしく申し上げます。

**【林会長】**

これまでのところでこの運協で議論すべき論点というんですか、保険料に関して論点がちょっと出てきて、1つは段階を旧と新で変えたことによって、公平感という意味で保険料の上がり方がちょっときつい階層があるのではないかとということと、もう一つは基金ですよ。8,000万円投入して、保険料の標準が100円ぐらい安くなるということなんですが、そうするとほとんど基金を使い果たしてしまうので、それでいいのかといった論点が出てきました。それ以外にもいろいろとあるかもしれませんが。どうぞ。

**【関戸委員】**

5,100円から5,650円になった根拠の1つとして、基金取り崩しというのが出ただけけれども、一番大きいというか、あれは需要の増加に比例した部分だと思うんです。そのほかに、前回のとき物価上昇率とかを勘案したり、複雑な計算式で成り立っているのを聞いたことがあるんですけれども、この1.11というのは何に比例しているものなのか伺いたと思います。

**【林会長】**

事務局、お願いします。

**【事務局】**

増加の主な原因としましては、従来、給付費総額の21%を第1号被保険者の方の保険料で賄うという制度決めが第5期においてはされていたわけですが、第6期におきましては、総給付費の22%を第1号被保険者の方が負担するというふうに制度が変わってまいります。

これはとりもなおさず、従来21%を負担していた方から見て22%を負担することになりますと、22を21で割って4.76%、およそ5%弱の負担が発生することになりますので、給付費総体とそれを負担する1号被保険者の方の人数が全く変わらなかったとしても、5,100円という第5期の金額に21分の22を掛けたとすると、これだけで5,342円になってくるということがございます。これに加えまして給付費の自然増の分が見込まれる場合に、5,650円という金額が現在算出されているということでございます。

また、第5期につきましては、市町村が都道府県に積み立てた財政安定化基金を無償で取り崩して、保険料低減に使っていいといった特例措置がされておりますので、この点につきましても3カ年間で3,600万円以上の金額が投入されています。今回につきましてはその制度は1回限りの特例でございましたので、その分がないということもございますので、その部分の増加という要因もございますので、どうしても第5期と比べると増加の要因が増えてくるということでございます。

【新田委員】

今のは重要な発言だと思うんですが、そうすると増加の要因が増えてくる。そして、この前提条件であるのが、1つは3の介護予防、訪問介護、通所介護の新総合事業に置きかえて影響を勘案済みだけれども、まだまだそのところは明確になっていない。29年度までやらなきゃいけないというなかなか難しいのがあるのと、そしてもう一つは、第5期もそうだったけれども、こういうものというのはどうしても増えるわけですね。そうすると、準備基金をほとんど使い果たすというのはとても難しい話になる。これは割合をどうするかということも難しい話なんだけれども、正直言って。危険性も含めてちょっと考えなければいけないのかなという思いがあります。

【事務局】

今、パソコンもございますので、もし準備基金の投入を4,000万円に抑えた場合というのを計算してみたいと思いますので、少々お待ちください。

【事務局】

済みません、今作業中に。先ほども林会長がおっしゃったように、例えばご本人の所得が第5期と第6期もし変わらないと仮定した場合に、本人の合計所得を国に合わせる形で動かすと、そういう方も出てくることが想定されるということ提起されました。そのことについて皆様方は従前のおりがいいのか、今回、国に合わせるのがいいのかというところはぜひご議論いただきたいと思っています。

その中で、済みません、事務局としてチェックがちょっと甘い部分があったかもしれないんですが、新の第8と第9は分ける必要はないんだろうなと。国はこういうふうにして所得を区切っていますけれども、標準1に対して両方とも1.5倍ですから、従前と同じように200万円以上400万円未満なのか、190万円以上400万円未満なのかという所得の部分はございますけれども、ここは倍率が同じなので、1つのくくりでよろしいのかなというふうにも思います。この後にも検討いただければなと。そうすると、新しい段階は新12でおさまるといえることになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】

今、準備基金の取り崩しを4,000万円に設定した場合ということで、保険料月額としましては5,700円が算出されました。ですので、効果としては50円程度ということでございます。

【林会長】

100円の効果が50円になるという簡単な計算なんです、これ。

伊藤委員。

【伊藤委員】

となると、たかがかされどかわかりませんが、100円のために8,000万円投入するのは、先のことを考えればプールをする必要があるのではないかと思います。

それと、一般市民は少子高齢化で介護保険はこれから上がっていくだろうなというふうにみんな腹の底では覚悟していますから、介護保険料1万円時代がいずれ来るわけですから、丁寧な説明がされれば応分の負担は少なくとも国立市民は理解してくれると私は思います。

【林会長】

ほかに。木藤委員、お願いいたします。

【木藤委員】

保険料の段階のことなんですけれども、先ほどどなたか言われたと思うんですが、国

の基準に合わせるメリットがいまいちわからないと。これに合わせることによって大きなメリットがあるということであれば、仮に合わせるとしたら先ほどの新の第8と第9は単価を変えないと、先ほど言った195万円の方は大きく乖離するということがあるので、1.11で全部そろえるというのは区分が変わっている限り絶対無理な話であって、どうしても合わせるのであれば、ここら辺の細分化によってそこで微妙に変えていくことによって、1.3じゃなくて1.2に抑えるとか、マイナスにはならないかもしれないですけども、そこは大きく不公平がないような形にせざるを得ないのかなということで、ですから前半の合わせる必要があるのかなのかということもをまず確認したほうがいいんじゃないのかと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

事務的にということでは先ほど来から話が出ているところでございますけれども、こちらの所得段階区分につきましては今までどおりで全く変えない、例えば第6段階125万円以上200万円未満というのをそのまま持ってくる、それから第5段階の本人の合計所得金額125万円未満というところをそのまま持ってくるとした場合、そういったふうに今までどおりの所得段階を適用していた場合の一番のメリットは、所得金額が変わらない方は相対的な段階が変わらないということが一番のメリットでございます。

逆に、国のほうの段階に合わせるメリットといたしますのは、調整交付金の計算の際に国では、例えば195万円の所得の方は1.5倍なり、190万円以上の方としての扱いを受けて、より高い負担をしているという前提で交付金を計算していくということになりますので、現実には195万円の方がより低い負担をしている場合には、国のほうから見ると、より高い負担をしているはずだとしての交付金の計算になってくるので、国の交付金計算では金額がある程度抑えられるところが、実際の保険料収入としては低い収入になっているという、総体として見ればそんなに大きくはないかもしれませんが、国からもらえるお金を計算する際に、より高い負担をされているはずだからということで計算をした交付金が出ているのにもかかわらず、実際の保険料収入はそれより低いところでもらっているということが、国と合わせない場合のデメリットということになります。

【木藤委員】

そうすると、総体で財政的なデメリットがあるということですか、介護保険財政に。

【事務局】

はい。財政調整交付金が低めに計算されているということになります。

【木藤委員】

入ってくるお金が低くなるということですか。

【事務局】

はい。ただし、その影響額がどれぐらいあるかという精査な計算はしたことはございませんけれども、そんなに大きくはないのかなというのが正直なところでございます。

【木藤委員】

でも、いずれにしても幾ばくか国から入ってくるお金は少なくなっている、少なく計算されるということですか。

【事務局】

そうですね。そもそも少なく計算されているから、その少ない金額が正解であって、

保険料を取らないのは自治体の勝手でしょという形になります。だから、財政調整交付金が少ない分は、1号被保険者の方の負担に回っていくという計算になります。ただし、精密な計算でそれが100万円の歳入権なのか、1,000万円の歳入権なのかという、そこまでの計算はしたことはございません。そんなに大きな影響ではないんじゃないかとも思います。

【新田委員】

今のはちょっとわかりづらいただけども、本来、国の基準月額で何らか取らなければいけないものを、例えば本来200万円なら200万円の人が取らなきゃいけないものを、保険者である市の勝手にそれを安くするという話だよ、要は。それは市の勝手でしょう。そのかわり国は、それに対してお金を交付金としては出さないよという話ですよ。そうすると、その金額をもう1回明確にしたほうがわかりやすいですね。できないですか。できないういですよ。相当難しいんだ。

【事務局】

要するに制度自体が全国をベースにしまして、後期高齢者がマスで全体でどれぐらいいて、どれぐらいの割合いるのか。あるいは高齢者の方の所得全体があって、国立なら国立はどの位置に位置しているのかということが要素としてあるのと、最終的にはまた調整率みたいなものをかけられて、その時々で調整率を毎年掛けられますので、これを詳細にどれだけ影響があるのかという試算は相当困難だと思っていただいたほうがいいんじゃないか。

【木藤委員】

例えば100万円なのか、数百万円なのか、少なくとも例えば100万円ぐらいの影響はあるとか、そこら辺はわからないですか。1万円、2万円じゃないよね。

【事務局】

そこまで大きな数字ではないと思います。こんなこと言っちゃいけないんですけども、今までも国の財政調整交付金の所得段階には合わせてこなかったもので、どっちをとるかということになりますので、そういった意味では準備基金を残しておいていただければ、不足分についてはそこから投入という考え方もあります。

【林会長】

木藤委員。

【木藤委員】

個人的には貴重な財政ですから、仮に10万円、20万円でも貴重な財源だと思います。今回説明するときに1.1倍って、わかりやすい説明にはなるかと思うんですけども、その場合は全部前と同じ所得階層にしなきゃだめだと思うんです。

それをずっと堅持するのかどうかということはあるんですけども、仮に毎年100万円いかないにしても、50万円だとしてもそれが10年たてば500万円になるとすれば、そこら辺はあるときで変えておけば、あとは国の基準に合わせればいいわけだから、僕は個人的には変えたほうがいいと思います。ただ、そのときにはよく説明して、こういうメリットがあります。それと、例えば先ほど言いましたように、同じ金額の階層をつくっても意味がないわけですから、そこは大きく変化がないように階層で金額を変えなきゃいけないかなと思います。これは意見です。

【林会長】

ありがとうございます。国は全国の市町村に対して一律の比率を出さないといけないでしょうから、国の理屈としてはわかります。それを国立が合わせるかどうかは、それによってどれぐらいのメリット、デメリットがあるのかという正確な金額でなくても大

体のところがわからないと。それがそれほどのものでなければ、所得金額は変わらないにもかかわらず、195万円の人には5,608円から8,475円になるということがわかったら、黙っていない人のほうが多いような気がするんです、どうしてって。だから、それによって国立市はこれだけ得するのという説明を個人が聞くかどうかは別として、それはどれくらいメリットがあるのかわからないと、これをやっていいのかわからないというのがあるんですが。

**【事務局】**

済みません。先ほどからの説明で、私の説明がうまくなかったところがあるのかもしれませんが、国の財政調整交付金については既に190万円の線引きで算定するというふうになっておりますので、うちの制度を変えても変えなくても財政調整交付金は190万円で行ったとして計算して、お金が入ってきているということでございますので、うちの保険料設定を従来どおりの200万円で維持したとしても、それを190万円に合わせたとしても、入ってくる財政調整交付金自体の金額は変わりませんということでございますので、保険料を変えることによって国からもらえるお金が増えるということではないというふうにご理解ください。

ただし、国のほうでは、190万円の線引きで1段階高い保険料を取っているという前提で計算した調整交付金を出してくるということですので、200万円から190万円に線引きが変わった第5期の時点で、早い話が調整交付金が少し減っていると。減っていることに対して保険料の段階を変えてないというイメージを持っていただければ。ちょっと難しいかもしれませんが。

そういった事務上の扱いになっていて、確かにおっしゃるとおり、もし195万円の方が大きく上がるということで不本意なことであるという意思を示されたときには、そういうふうに理解していただくのは難しいかなと確かに思います。

**【新田委員】**

さっき雨宮部長が言った、まず単純な話で、8と9の違いは何もないですよ。もう一つ、第6段階と右の第7段階で、別に190じゃなくても200でも構わないわけだよ。単純化すると。

**【事務局】**

制度上は問題ございません。

**【新田委員】**

僕はわかりやすく頭で言っているだけの話なんです、そういう話ですよ。さらに財政調整交付金は何にも関係ないと。

**【事務局】**

そうですね。一応変えても変わらないという。

**【新田委員】**

そうすると、林会長が言ったように、先ほどの不公平感をどうするかという問題と、もう一つはこれは取り崩しの問題ですよ。これで8,000万円取り崩すのは危険過ぎるので、僕はきちんと残していくという、先ほど伊藤委員が言われたようなことで。それが半分だけって変な話でございますが、50円、それは政治的な問題なのかわかりませんが、私は残すべき。一番最初の後で検討できる事業計画（案）の中にある、これの高齢化率とか要介護率を見ると、当たり前のように足りなくなるので、残すべきだろうと思います。

**【林会長】**

今のところ論点としては取り崩しと段階の2つに絞られているんですが、ほかにござ

いませんか。もしあれでしたら、各委員のご意見を聞こうと思うんですが。国の基準に合わせて段階を変えることと準備基金の取り崩しについて、それぞれ簡単にお考えを言っていただければと思うんですが、宮本委員から時計回りでよろしいですか。

**【宮本委員】**

私も将来のことを考えますと、準備金は低くというか、少し残す形で対処したほうがいいと思います。

**【三田委員】**

私はまだ日が浅いもので、理解をするのになかなか大変でして、意見はちょっと差し控えたいと思います。

**【林会長】**

わかりました。

**【福住委員】**

準備金を全部使うというのはちょっと心配なところがあります。ただ、保険料が上がることでどうやって納得をさせるのかなというのがすごく心配なところがあります。

**【林（瑞）委員】**

準備金については将来の推計でどんどん上がっていくというところはわかっているので、今使うべきものではないのかなということですね。

あとは今度、3段階変えるところで、要は被保険者がきちっとわかればいいですけども、わからないような形であれば、そこは考えるべきかと思います。

**【中添委員】**

準備金に関しては残すべきだと思います。前回は半分残してということでどうにかなっているの、今回もそれに準じて、半分がいいのかどうかわかりませんが、大体そのくらいは必要なんじゃないかと思いました。

それと、林先生がおっしゃった195万円の件ですが、説明を聞いても私は全く理解できないので、市民の方も絶対これは理解していただけないんじゃないかと思うので、その辺は従来どおりのほうがいいのかと今思っています。

**【中川委員】**

私も準備金に関しては残すほうがいいかなと思いました。

それから、段階別については疑問のところがあるんですけども、市民がわかりやすいような説明でいったほうがいいと思いますので、国の基準に合わせてらどうかということは、考えました。

**【関戸委員】**

今の準備金は半分残すのがいいかなと。具体的に4,000万円とするのがいいかと思っています。

あと、応能負担については、190万円から200万円の間の人だけですよね。あとは実質的には変わらない。段階を分けているので、変わってないので。金額的にもそんなに変わらないというのであれば、従前のまを維持すべきではないのかと思います。

**【木藤委員】**

私も、準備金は8,000万円しかないから、半分じゃなくて、全部残したほうがいいのかと思います。ここにあるように26年度の当初予算で1億円取り崩すということもありますので、8,000万円ぐらいは残しておかないと。

それから、先ほどいろいろあったんですが、結局、財政的なメリットは一切ないということですよ。それであれば、今までと全く同じ区分で同じ段階のほうがだれでもわかりやすいですよ。財政的メリットがないということであれば。どこで線を引いても

境目の人というのは、これは税金もそうなんですけれども、絶対不公平はあるんですよ。ですから、今までそれで問題ないとして、財政的メリットがないとすれば、そういう形で踏襲するのが一番説得しやすいですよ。

【川田（秀）委員】

準備金について残せるのであれば、8,000万円丸々残してしまったほうがいいと思います。

それで、段階についてもどう見ても不公平を感じるので、多分多くの方は納得いかないので、見直しが必要かと思います。

【川田（キ）委員】

準備金のことで、計算してみても50円の違いということなので、それでは市のほうにきちんと残しておいたほうがいいかなと思いました。

あと、段階なんですけれども、一番多いんですよ、2,000人とかって。段階で一番多いところの人たちがえっと思えば2,000ぐらい変わっちゃうので、それはちょっときついかと思います。ほとんど何もないければ、もどに戻したほうが私はいと思います。

【伊藤委員】

準備金に関しては、先ほど申し上げたように8,000万円残すべきだと思います。8,000万円しかないのはちょっと心もとないなと思っていますので、残すべきだと思います。

それから、195万円の問題に関しては、これは以前は第6段階の範囲でしたと。それが今回、第8段階になりましたという説明をすれば全く問題ないと思います。

以上です。

【林会長】

ご意見ありがとうございました。それで、準備金については残すという意見がほぼ全員……。

【事務局】

ゼロで今試算したので。

【事務局】

今、準備基金を全く取り崩さなかった場合ということで試算をしてみました。5,750円をちょっと今超えている、5,763円という端数が出ているんですが、そのぐらいの金額が出ております。ちょっと端数が出ているので、これをまた条例化する場合は100円未満の端数を調整した形で設定していかなければいけないところがございます。

【林会長】

ありがとうございます。準備基金を取り崩さない場合は5,763円という試算だということにして、これを8,000万円取り崩すと100円ぐらい下がり、4,000万円、半分使うと50円下がりということのようであります。ということで、残すという意見がここの意見になると思うんですが、半分残すという人と全部残すべきという意見が両方あったんですが、これは何か。

【新田委員】

とても難しい話で、そんな決められるわけじゃないよね、はっきり言うと。決められるわけじゃないんですが、私は国立の介護保険の将来を考えて、それで伊藤委員が言われたのはある意味正しいんですが、市民の方はあるところまで覚悟はしていると。それに対してきちっと。今度はサービス提供と、その中身を充実させるということで、まず残し

ておいて、もちろん残すということはずっと残すわけじゃなくて、それを使うということとでございますから、介護保険料には反映しないけどということで、私は全額残していなと思います。こんなの決まらないね。

**【林会長】**

まず、準備金の投入についてここでの意見をまとめたいと思うんですが、全額残すという意見が今の副会長意見も含めて多かったように思うんですが、それで運協の意見としてまとめてよろしいでしょうか。では、準備金の投入はしないということが運協の意見であります。

それから、段階の区分の境界線の問題ですが、これについては説明すれば全く問題ないという意見が伊藤委員から出されましたが、それ以外ではちょっと判断が難しいという方を除けば、変更しなくていいのではないかという意見のほうが多数だったように思います。これも境界線のあるところが何か所かあるんですが、125万円を120万円と200万円を190万円と、その2カ所ですが、私のほうでの提案は従前どおりということでまとめられないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、区分については、国立市は従前どおりということで運協の意見にしたいと思います。事務局のほう、よろしいでしょうか。

**【事務局】**

従前どおりの所得段階の線引きということで承りまして、またそれに沿って試算はし直します。ただ、今現在、そこにあたる方が何人いるかというのは、パソコンではなくて、大きな介護保険システム全体のやつじゃないと出ないので、それを出して人数が変わってくると、今度は月額が変わってくることになりますので、変更になった月額はまたこちらから連絡させていただきたいと思っております。

**【林会長】**

ありがとうございます。きょう2つ議題があつて、その1つ目を今やっているところなんですが、保険料についてほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、次の議題に進んでよろしいでしょうか。それでは、そうさせていただきます。

続きまして、第6期事業計画（案）答申についてです。その新しい資料が出ていますので、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、お手元に配付させていただきました資料No.96、国立市介護保険事業計画（案）につきまして説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして目次になっております。こちらは前回の運協で素案という形で示させていただいたときのものと同一になっております。大きく第1部、第2部、第3部、第4部というふうに分けておりまして、第1部として計画策定に当たった改定であるとか基本的な考え方、そして第2部としまして地域包括ケアシステムの現状、これは現在、構築に向けた途中ということでございますので、現状とその課題、それに向けた施策を取り上げております。そして、第3部としましてサービスの見込み量、まためくっていただきまして、第4部としまして適切な利用者負担のあり方というところで大きく分かれております。

1枚めくっていただきまして、計画の本文に入らせていただきます。2ページ目として、第1部、計画の策定に当たってということで、こちらは第6期の事業計画の策定に向けてということになります。1番目に背景と目的という説明があるんですが、その次の計画の位置づけとして、国立市における地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを

中心とした計画という位置づけをしてあります。計画の期間につきましては3カ年間で規定しております。

次に3ページとして、計画策定に当たって、今この場で皆様にご参加いただいている介護保険運営協議会の説明をさせていただいております。そして、計画策定状況の検討とか、細々したことが書いてございます。

その次に、また1枚めくって進んでいただきまして、基本的な考え方というところで、トータルとしての人口の推計といったところに触れております。平成37年、これは団塊の世代の方が後期高齢者になってくる2025年を見据えてということになるんですが、その将来像としての人口のトータルでの推移、その次の5ページ目では推計される認定者数、高齢化率等の統計を取り扱うという形をとっております。

そして、5ページ目一番下の段から、地域包括ケアシステムについての記述が始まっております。

1枚めくっていただきまして6ページ目では、基本理念と基本原則ということで、介護保険法の1条、2条、4条についてのそのままの条文が取り上げられております。

その次の7ページ目では、第2部としまして地域包括ケアシステムの現状と2025年（平成37年）に向けた課題ということで、高齢化率等について取り上げております。ここから他市と比較しての諸統計が続いております。

まためくっていただきまして、14ページ目をごらんください。こちらでは、前回の素案でも示させていただきました国立市の地域包括ケアを支える施策の現状と課題ということで、2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向けまして、第5期で受ける取り組みであるとか、その結果であるとか、その課題について触れる部分となっております。

そして、まためくっていただきまして16ページ目、第2章としまして、地域包括ケアシステム構築に向けた施策を取り上げさせていただいております。先ほどの部分で地域包括ケアシステム構築に向けた現状と課題というのを記述させていただきまして、それに向けた施策をここで掲げていくことになっております。日常生活圏域につきましては、国立市におきましては市全域で1圏域としての設定を行うということ、それから地域包括ケアシステム構築に向けての在宅医療、介護連携の推進、まためくっていただきまして認知症施策の推進、これは18ページの下段ですけれども、そういった要件を掲げております。

次の19ページ目下段の4としまして、介護予防、日常生活支援総合事業、実施主体の総量の確保について記述をしております。この裏側には、以前、介護保険運協で皆様にごらんいただきました介護予防の訪問介護の内容について分析した際の資料等もつけております。

まためくっていただきまして22ページ目、5番目としまして、生活支援コーディネーターと協議会の設置を挙げております。こちらにつきましては、国立市としてはいわゆる国で第1層と言っている自治体全体を取りまとめる部分と、それから第2層と言われる、通常であれば日常生活圏域ごとの地域分け、こちらを生活支援コーディネーターがそれぞれ担当する第1層、第2層といった2層構造、これに加えて第3層という事業主体ごとのコーディネーターという考え方があるんですが、こちらは第1層、第2層について、ともに市内全域を対象とする生活支援コーディネーターの設置を行っていくということに触れています。

22ページ目の下段におきまして、高齢者の住まいについてということで、サービスつき高齢者住宅の運営のあり方であるとか、それから近年話題になっている市内の空き

家が増加していくんじゃないかという見込みについての活用ができないかといった検討などに触れております。

次のページの7番目として地域ケア会議、こちらは今現在取り組んでいるわけですが、その内容についての説明と、地域ケア会議をより推進していくことに触れております。そして、地域づくりネットワークの推進が、この下段の8番目に取り上げられております。

1枚めくっていただきまして、24ページ目の上段、効果的なケアマネジメントになります。こちらはとりもなおさず、市内の高齢者の方を効果的に支えていくためには、ケアマネジメントの役割が非常に大きくなっているということ、そしてより質の高いケアマネジメントを実現するためのケアマネジャーに対する研修の手だてを考えていくということを取り上げております。

25ページ目に地域密着型サービスの推進。こちらにつきましては今現在、東2丁目に寄付を受けている土地に対する小規模多機能型居宅介護事業所の整備を挙げております。

次に、特別養護老人ホームの重点化ということで、これは国の制度改正ではあるのですが、中重度の要介護3以上の方について、原則、特養入所が認められるということを受けての記述でございます。

その次、第3部としまして、介護サービスの見込み量ということで取り上げております。これは従来の介護保険事業計画と同じ流れになってくるわけですが、介護給付費の実績と見込みについて、今現在、パソコンに入れて行っている実績と見込みの集計をここに記載していきます。

25ページの下の方の4番目に地域支援事業としての新しい総合事業であるとか、1枚めくっていただきまして包括的支援事業、任意事業等を記述しています。

26ページ目の下段のほうにあります介護保険事業に係る給付の見込額ということですが、こちらはトータルとしての給付見込額の統計をまた記述させていただくことになります。

次の27ページ目として、介護給付と対象サービス種類ごとの見込量ということで、その確保のための方策を取り上げております。

27ページ目の下段に、第4部といたしまして適正な利用者負担のあり方を取り上げております。まず、一定所得者の利用負担の見直しと。これは国の制度改正による部分でございます。

1枚めくっていただきまして28ページ目、これも制度改正ごとについての説明が並んでいるんですが、高額介護サービス費の見直し、特定入所者介護サービス費、負担限度額と呼ばれている食費や居住費、施設入所の際の食費等の保健給付についての見直しに触れております。そして、給付適正化の取り組みということも挙げております。

第2章といたしまして介護保険料というところで、保険料が今回増加する要因を取り上げさせていただいております。負担割合が変更になったことや、認定者の増加が見込まれることなどを挙げております。また、公費投入はあるんですが、今現在計算されている保険料月額、先ほど皆さんからご意見をいただきまして、これからまた再計算するわけですが、その結果についての基準月額等を記載しています。

その次の(2)としての保険料減額。これはいわゆる減免という部分になるんですが、そちらの制度ごとについて挙げていきたいと思っております。

その次のページに「おわりに」ということで、締めの記事がございまして、まだ全部は記載してないんですが、その後ろに資料としてのさまざまな各種統計を散らし

ていきたいと考えています。現状、今つけておりますのは地区ごとの要介護認定状況の地図であるとか、皆様の今回参加いただいている介護保険運営協議会の委員の方々のお名前を、名簿として登載させていただいております。

以上、雑駁ではございますけれども、介護保険事業計画（案）ということでの資料No. 96の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。なお、まだ文章が「ですます調」と「である調」が統一されてないですとか、あと内容にかかわらないけれども、例えば変換ミスとか、そうした誤字脱字があると思われまますので、そうした内容に大きくかかわらない点については正副会長と事務局とで調整したいという旨、事務局より申し入れがありましたので、それはそのようにさせていただきたいと思っておりますので、ご了承よろしく願います。

それでは、この案につきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。林委員。

【林（瑞）委員】

済みません。私、ちょっとこの間欠席して、私もなかなか議論に入っていませんでしたけれども、1つすごく大切な課題は人材のところなんですね。人材のところは事業計画にはのってないというのが1つあります。4月から介護報酬が全体的に2.27%下がると。処遇改善の加算はつくものの全体として報酬料が下がる中で、人材の確保がすごく厳しい状況にある。末端の中では、事業者が苦勞してサービスをいかによくするかということもあるんですけども、その人材がなかなか集まらないというところで、事業計画の中でも構わないので、人材確保というところが計画の中に盛り込めないかということは思います。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。これは、これまで触れたことなかったですか。これまでの事業計画では特に。

【新田委員】

とても重要な提案なのでございますが、一方でそこをやり始めます提案というのは、余っているという人材論があるんですね。なぜかという、今の介護保険体制の中でさまざまな事業者が入り乱れて無駄な人材がかなり投与されている。それでかなり余っている。例えば1万人に要介護の発生率は200人だと。200人に対して、例えば介護者が何人要るかというのは正確に出ておまして、それに対して倍の介護者が投与されているといった人材論もあるんです。

だから、現状の今言われた事業者のサービス維持の中の人材論でいくのか、あるいは地域を徹底して、もっと地域包括ケア体制をつくるという地域ごとをつくりかえちゃう。その中で人材を適切に効果的に、あるいは効率的に投与するようなものを国立市はつくるのかということまで踏み込まないと、人材論が単にお金の問題と教育でどうするかという話になってしまう話なんです。とてもいい意見で、もちろん私もそういう中の1人で困っているわけですが、そのところをどこまで踏み込めるかというのが大きなことだろうなと。

それで、それぞれが、中川さんなんかも含めてものすごく努力されているわけがございますね。そこをもう1回どうするかという話になると、書き込めますかねという話なんですよ。

【林会長】

事務局、願います。

**【事務局】**

私がちょっと口を差し挟むべきことではないかもしれませんが、そういう課題あるいは懸念があるということであれば、「おわりに」とか、そういうところにそういう含みを持たせておいていただきながら、介護保険運営協議会というのは介護保険事業計画をつくるのが目的ではございませんから、今後また27年度から運営が始まってまいりますので、そのあたりの中で国立市としてどうしていくんだということが明記されていれば、またその中で検討していくことは可能かと思えます。

**【新田委員】**

ありがとうございます。それであれば私は教育論だと思うんです。これから高齢になる団塊の世代を含めて、再就労のための教育システムはなかなか各事業所ではできないので、市がどこかでお金を出すとか、この全体の中でやるとか、そういった教育は地域包括をつくる上であってもいいなと思うんです。それはどこのNPOがやろうが、社協が例えばやるとか、そういうことがいろいろあったりするわけでございます。だから、大ざっぱに人材介護保険のための教育システムをつくる等々は踏み込めるかと思えます。

**【林会長】**

ありがとうございます。それででしたら、今、部長からも提案がありましたが、事業計画本体に今から書き込むのはちょっと難しいと思いますので、たまたま私が「おわりに」というところを書くことになっているので、そこで林委員や新田副会長からちょっとアイデアをいただいて、こうしたことも今後運協で検討したいと思うみたいな調子で書くということで、林委員もよろしいですか。では、その方法でやりたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。事務局、今後の進め方はどうなりますか。

**【事務局】**

来週26日は最終のというか、きょうでの結論をいただくことになりますので、きょうこれをお持ち帰りになっていただいて、今週中の金曜日、土曜日もやっておりますので、ご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。提案とか、もし意見等おありでしたら、済みません、そこまでお願いいたします。

**【林会長】**

よろしいでしょうか。じゃ、もう一つありますか。じゃ、事務局、お願いします。

**【事務局】**

きょう配付させていただきました事業計画（案）に直接のせられなかったんですけども、1枚ペラ紙で置かせていただきました認知症関連施策、国立認知症ケアウェイを、認知症関連の施策ということで事業計画の中に入れることを予定しておりますので、こちらのほうも一緒にごらんいただければと思います。何かお気づきの点ございましたら、事務局まで連絡をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

**【林会長】**

それでは、追加資料も含めてお気づき、あるいはご懸念は今週中ですね。土曜日もいいんですか。

**【事務局】**

メールでやっていますので。

**【林会長】**

今週中にそのことを事務局のほうにお伝え願えれば、次回が最後ですので、今週中なら間に合うということですので、お気づきの点の連絡をよろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。事務局から。

**【事務局】**

運協の議事録は通常であれば前回議事録をお持ちして、事前に送ってという形をずっととってきたんですけども、今回、立て続けにあったということで、議事録を持参するのがおくれておりました。12月9日に開催した分の議事総括と議事録を今回机上配付させていただきましたので、こちらのほうもまたごらんいただいて、何かございましたらご連絡いただければ修正させていただきます。

それから、あともう1点、今回の介護保険制度につきまして市民向けの説明会を開催する日程の予定が今現在決まりましたので、ご報告させていただきます。2月18日（水曜日）、2月20日（金曜日）、2月23日（月曜日）ですが、18日は国立市役所の会議室、20日（金曜日）は北市民プラザの会議室、23日（月曜日）は南市民プラザの会議室で、いずれも午後7時からを予定しております。こちらはまたホームページ等でも周知をしていきたいと思っておりますし、そのほかに市民向け説明会とあわせまして、事業計画につきましてのパブリックコメントもホームページ上で行っていきたくて予定しておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。市民向け説明会の主催はどうなりますか。市役所ということですか。国立市の主催でということですね。

【事務局】

はい。

【林会長】

わかりました。情報提供もありましたが、いかがでしょうか。川田委員。

【川田（キ）委員】

説明会のところで、前回のときに出向きますというお話がありましたので、いろんな団体とかが申し込む場合はどうしたらいいのか。

【事務局】

高齢者支援課介護保険係で構いませんので、お願いします。

【事務局】

この事業計画以外のことでも行っておりますので、一応窓口は介護保険係で構いませんので、よろしく願いいたします。

【川田（キ）委員】

基本的には平日ですか。

【事務局】

調整させていただきます。土曜日でも日曜日でも行く場合がありますので、こちらの都合がつく限り行きます。積極的に出向くということもホームページ上で表示はしますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ほかにございませんか。

それでは、事務局からその他では何か。

【事務局】

次回ですけれども、1月26日（月曜日）を予定しております。場所は同じくこの体育館の会議室になります。よろしく願いいたします。

【林会長】

ほかにないようでしたら、きょうはこれで閉会にしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—終了—（20：26）